

平成27年第3回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び散会 平成27年9月29日 午前10時00分 開会
午後 2時34分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覺
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	生 野 吉 秀
教 育 長	大 西 正 親	総合政策企画監	本 田 知 之
まちづくり統括技監	松 倉 昌 明	総 務 部 長	山 本 眞 義
企 画 部 長	米 井 英 規	市民生活部長	芳 野 隆 一
都市整備部長	土 谷 宏 巖	都市整備部理事	木 村 喜 哉
産業観光部長	下 村 喜代博	保健福祉部長	山 岡 加代子
教 育 部 長	吉 村 孝 博	上下水道部長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	新 澤 明 子		

6. 会議録署名議員 3番 川 村 優 子 11番 阿 古 和 彦

7. 議事日程

日程第1 認第1号 平成26年度葛城市一般会計決算の認定について

日程第2 認第2号 平成26年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について

- 日程第3 認第3号 平成26年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第4 認第4号 平成26年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 認第5号 平成26年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第6 認第6号 平成26年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第7 認第7号 平成26年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第8号 平成26年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第9号 平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第10号 平成26年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議第56号 葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議第57号 葛城市個人情報保護条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第58号 葛城市職員の再任用に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第60号 葛城市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第51号 葛城市公民館の指定管理者の指定について
- 日程第16 議第52号 葛城市老人憩の家指定管理者の指定について
- 日程第17 議第53号 葛城市集落センターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議第54号 葛城市農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第19 議第55号 葛城市ふれあい集会所の指定管理者の指定について
- 日程第20 議第59号 葛城市手数料条例の一部を改正することについて
- 日程第21 議第62号 平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第22 議第63号 平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第23 議第64号 平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第24 議第61号 平成27年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第25 発議第4号 葛城市議会会議規則の一部を改正することについて
- 日程第26 発議第5号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書
- 日程第27 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

初めに、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査されておりますので、その審査状況について各委員長より報告を願います。

初めに、総務建設常任委員長より報告願います。

8番、西井覚君。

西井総務建設常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る9月7日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました5議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、9月11日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件であります地域活性化事業「新道の駅建設事業」について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について及び公共バスの運行について、審査の概要を報告いたします。

まず初めに、地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてであります。

理事者からは、現在の進捗状況として、ハード面とソフト面についてそれぞれ説明がありました。ハード面については、9月1日付で県より地域振興棟の建築確認の許可がおり、現場では建築工事の施工準備中である。また、さきの臨時会において議決いただいた調整池工事についても、準備工及び周辺地域の調整を行っており、調整池に使用するコンクリート二次製品については発注済みの状態であるという報告がありました。また、ソフト面では、運営会社である株式会社道の駅かつらぎが本年7月27日に設立され、8月19日に取締役会、同月31日には臨時株主総会がそれぞれ開催された。また、7月12日に農業フォーラムを開催し、農産物直売所への出荷募集説明会を行い、現在151件の申し込みを受けているという報告を受けました。

この報告を受け、委員からは、本事業における現在の全体事業費及び補助金の考え方を説明してほしいという質問があり、事業全体の額は24億円であり、うち、55%の交付金を受けられる社会資本整備事業交付金として申請分が8億円、40%の交付金を受けられる都市再生整備計画事業費の申請分が16億円である。そのうち、都市再生整備計画事業については基幹型と提案型の2つの事業に分類され、提案型の部分が事業費に対して28%を超えた分は交付対象外となり、交付金が全額交付されなくなるが、今回の申請では4億3,000万円が提案型であり、16億円に対して27%を占めることになる。以上により、都市再生整備計画事業全体が40%の交付金を受けられることができるという答弁がありました。

また、建設予定地西側の盛り土部分について、いつごろ整備される予定かという問いに対して、盛り土の頂上部分を約3メートル切り下げて、去る6月議会の提案を経て、都市開発公社より購入した用地部分にその土を搬入する作業が10月末で終わる予定であり、その後、年度内に県による砂防工事を終了させ、引き続き吸収源対策公園緑地事業を進めていく予定

であるという答弁がありました。

次に、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。

理事者からは、契約に基づいて地権者により建物の取り壊しを行ってもらった用地並びにその周辺の買収済み区間について、完成形に対して手戻りのない範囲で歩道設置工事などを先行して行うことを検討しているという報告を受けました。

この報告を受け、委員からは、今後の工事の進め方についての考え方は、また、葛下川付近の用地買収の進捗状況はという問いがあり、買収済み箇所については、できることから完成形での工事を行うが、部分的には単独費の箇所も出てくると思われる。しかし、あくまで55%の補助がいただけるような工事を進めてまいりたい。また、葛下川付近の未買収の用地については、今年度中に用地交渉のめどをつけるつもりで、引き続き、職員一同、鋭意交渉を進めていきたいという答弁がありました。

次に、行財政改革に関する事項についてであります。

理事者からは、新市建設計画等については、今のところ報告すべき事項はないということでした。

最後に、公共バスの運行についてであります。

理事者からは、小型ノンステップバスについては、納入時期を確認中であり、最短で来年1月中に納入するとの報告を受けているが、年内の運行を目指して鋭意交渉していると。マイクロバスについては、契約後に改造に係る打ち合わせを行ったが、納期については、一部の特殊部品の納期が不明のため定かでないが、来年の1月末が契約の納期となっているので、1月中には納入されると思われる。バスの運行委託業者については、8月19日にプロポーザル実施のため3者に通知を行ったところであり、9月25日にプレゼンを行い、審査結果が決定される予定であるという報告を受けました。

なお、これらの4つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることといたしました。

以上をもちまして、総務建設常任委員会所管事項の調査報告といたします。

下村議長 次に、厚生文教常任委員会より報告願います。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡厚生文教常任委員長 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、去る9月7日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました10議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、14日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件でございます新クリーンセンター建設に係る諸事業について及び葛城市学校給食センターについての審査の概要をご報告いたします。

まず、新クリーンセンター建設に係る諸事業についてであります。

理事者からは、事業の進捗状況等について報告がありました。まず、工事状況については、現在、工場棟の破碎機室やごみピットなど、地下3階部分の構造物ができ上がり、煙突についても、地下部の外筒躯体約8メートルができ上がった。また、工場製作物については、8月に煙突の内筒48メートル分が2基完成しており、擁壁についても、プラットホームの入り

口部分と小さい擁壁部分以外は完成いたしております。今後の工事については、地下2階部分となるプラットフォーム、炉室、居室などの施工に取りかかり、10月下旬にはSRC造の鉄骨が地上まで建ち上がる予定であるという報告を受けました。

そして、引き続き、新クリーンセンターにかかわる県に対する裁判の経過についても理事者から報告を受けました。

次に、葛城市学校給食センターについてであります。

理事者からは前回開催した委員会以降の事業進捗について説明があり、8月10日、11日及び21日に、学校関係者などを対象に給食試食会を実施するとともに、同じく21日には、各小中学校、幼稚園における給食の搬入経路について業者と運行確認を行いました。そして、8月28日には、各小中学校、幼稚園を対象に給食実施のための予行演習を行い、9月1日から無事に学校給食を開始させていただいたところであります。これからも、市民の皆さんに、新しい給食センターが建設されてよかったと喜んでいただけるよう努めてまいりたいという報告がありました。

この報告を受け、本委員会といたしましても、所管事項の調査案件でございます葛城市学校給食センターについては、この調査案件の一定の区切りがついたということで、前任の委員会から引き継いでまいりました本調査案件につきまして、この委員会をもって調査を終了したい、この旨を委員の皆様にお諮りしましたところ、全員一致で終了するということになりまして、今回の委員会をもちまして、葛城市学校給食センターについての調査を終了させていただきたいと思っております。

なお、新クリーンセンター建設に係る諸事業については、本委員会として、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

下村議長 本定例会中に開催されました各常任委員会における所管の調査事項についての審査報告は以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、認第1号から日程第10、認第10号まで、以上10議案を一括議題といたします。

本10議案は決算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡決算特別委員長 それでは、議長のお許しをいただきましたので、去る9月7日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました認第1号から認第10号までの10議案につきまして、9月16日、17日、18日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

まず、認第1号、平成26年度葛城市一般会計決算の認定についてであります。

質疑といたしまして、歳出の総務費では、宿日直業務を嘱託職員で行うことによって、職員にどのような効果が得られたのかという問いに対し、嘱託職員が宿日直業務を行うまでは、

職員が輪番制で業務を行ってきたが、これに係る職員の負担がなくなり、本来の職務に専念できているという答弁がありました。

また、ICT街づくり推進事業の一環として行われている買い物支援事業委託料306万1,440円の事業内容はどういう問いに対し、ゆうあいステーションと寺口集会所に設置されたおたがいさまサポートハウスをサテライト市役所の拠点として、タブレット端末を利用した買い物支援事業を行っている。利用者は延べ78人で、2人の訪問による買い物支援も行っており、平成27年度においても引き続き事業を展開しているという答弁がありました。

さらに、委員からは、この事業における費用対効果はどのように分析して事業をされているのかという問いがあり、本事業を予算化しないことによって、買い物が困難になる高齢者の方が多数おられるので、事業は継続して行っているが、これらの費用を行政が負担し続けることが困難であると思っている。これらの問題を克服するために、現在、事業のお手伝いをしている市民の方に何らかのポイントを付与し、生きがい対策の支援をさせていただき仕組みづくりを考えている。また、多面的に買い物を支援する方法として、公共バスのルートにスーパーなどを組み込むことにより、公民館等で買い物ができる仕組みづくり等、民間企業の知恵を拝借しながら、より安く、利用しやすい仕組みづくりを検討してまいりたいという答弁がありました。

次に、民生費では、地域子育て支援センター事業費委託料、BPファシリテーター養成講座109万9,440円が支出されているが、どのような講座なのかという問いに対し、この養成講座は、子育て支援センターにおいて、初めての赤ちゃんを育てる母親と0歳の赤ちゃんが参加し、育児の知識などを学び、子育て経験を話し合い交流することで、育児不安の軽減や虐待予防を目的として実施するプログラムを企画し進行する指導者を養成する講座であるという答弁がありました。

また、児童虐待についてどのような取り組みを行っているかという問いに対し、子育て福祉課は、虐待等の通告があった場合、関係機関と連携を密にし、すぐに動けるような体制をとっており、11月には児童虐待防止に対する啓発活動を実施している。また、教育総合会議において、子育てに対する教育は教育委員会だけで議論するのではなく、保健福祉部を含め、新たな取り組みをつくる議論を行い、切れ目のない支援や相談に乗れる体制づくりが構築できるように努力してまいりたいという答弁がありました。

また、児童措置費の一時預かり事業補助金の目的や利用者負担はどのような内容かという問いに対し、保護者の急病や家事の都合、また育児疲れなど、一時的に家庭での保育が困難になった場合、保護者の心理的、身体的負担を軽減するため、一時的に預かることにより、安心して子育てができるように支援することが目的で、公立の磐城第二保育所、私立の華表保育園の2カ所で実施している。利用料については、公立、私立ともに同じで、3歳未満については4時間以内で1,800円、4時間以上で3,600円等となっている。なお、華表保育園の利用実績は延べ381人で、55万800円の補助金を支払ったという答弁がありました。

次に、衛生費では、環境衛生費の工事請負費1,338万3,753円の事業内容、また利用状況はどういう問いに対し、この事業は、経済産業省が充電施設をふやし、電気自動車を普及させる

ためのもので、工事費は當麻地区のふたかみパーク當麻701万8,943円、相撲館636万4,810円で設置した。なお、この事業費に対して、各関係機関より平成26年度に660万円、平成27年6月には395万8,200円の補助金をいただいている。利用状況については、現在のところ、1週間に5台ないし6台程度であるという答弁がありました。

さらに、委員からは、このような利用状況に対して今後どのようにアピールしていくのか、また、他のエリアに広げていく予定はあるのかという問いがあり、新庄地区には既に2カ所整備されており、今後は新道の駅にも設置される予定である。周知の方法については、カーナビに急速充電器設置箇所の位置が表示されるようになる。電気自動車の普及とともに利用者がふえることにより、観光事業としても利活用できるという答弁がありました。

また、再生資源集団回収助成金の目的について、また、回収量が毎年減少しているがどのように考えているのかという問いに対し、集団回収は、子どもが資源ごみを回収してリサイクルを推進するという環境に対する意識づけをするのが目的である。しかし、最近では子どもの数が減少しているほか、パソコンの時代になり、新聞等を購入されない家庭もふえ、子ども会の回収回数が減少している。集団回収の推進は、環境の改善や市の財政負担を軽減するので、今後どのような啓発活動を実施していくのか内部調整を図りながら進めてまいりたいという答弁がありました。

次に、農林商工費では、経営所得安定対策事業について、実績及び効果はという問いに対し、本事業の実績として、平成26年度の目標転作率は44.28%で、本市の全作付面積733.8ヘクタールのうち、水稻は436.5ヘクタールであった。また、市内の平均転作率は40.52%で、達成大字は44カ大字中18カ大字である。なお、効果として、本事業が平成30年に廃止されるが、転作率が41%から42%で推移しており、米の価格も下落していく中で、各農家でも米づくりについて見直しをしていただいているのが現状であるという答弁がありました。

さらに、委員からは、米の見直しとは他の作物への転換のことかという問いがあり、主食米だけではなく、園芸用作物等、多方面の考え方を持った農業者がふえてきているという答弁がありました。

また、観光費の観光アドバイザー会議の構成員、平成26年度の会議回数、場所及び内容を教えてほしいという問いに対し、大阪観光局局長の溝畑氏を委員長、市長を副委員長とし、計11名の委員で構成されており、平成26年7月に中央公民館、12月には相撲館及び平成27年3月にゆうあいステーションにて、計3回の開催をした。市の観光全般について助言をいただきながら、観光の振興に取り組むべく、具体的には外国語パンフレットの作成、竹内街道1400年記念事業、相撲館の活用についてアドバイスをいただいている。

さらに、委員からは、具体的にどのようなアドバイスがあり、どう参考になったか聞かせてほしいという問いがあり、遠方より観光に来ていただくには、食事がとれる場所、名物、お土産を買える場所など、また、それらの情報が得られる場所についての情報発信が必要であるとの助言をいただき、これらを踏まえて、今後新たに建設される道の駅を拠点として活用し、情報発信をするなどの戦略を練っていきたいと考えるという答弁がありました。

次に、土木費では、吸収源対策公園緑地事業費における測量設計委託料の内容はという問

いに対し、現年度分として、仮称寺口太田公園の測量設計業務に1,384万1,280円及び用地補償料の算定委託業務に213万8,400円で、合計1,597万9,680円を支出し、また、寺口太田公園遺跡発掘調査委託のための繰越明許費113万4,000円を執行したという答弁がありました。

この答弁に対し、さらに委員からは、公園整備に当たり建設残土を切り下げる工事が行われているが、その進捗状況はという問いがあり、公園の整備計画については平成24年度から進めており、現在は平成27年10月末完了をめどに、造成工事として、土砂の頂上部分より3.5メートル切り下げ、市が買収した土地に土砂を搬入する作業を行っており、その後、公園施設整備に取りかかるという答弁がありました。

また、新道の駅建設事業計画はしばしば変更されているが、最終確定しない原因はという問いに対し、事業費の変動の原因は、道の駅部分が建物等の拡大により当初計画の18億円から20億円に変更され、また、建設に伴い、その他工事部分4億円が追加されたことによるものとする。当初、オンランプの設置は計画されていなかったが、道の駅から直接南阪奈道路に乗れるよう、奈良国道事務所のほか関係機関と市が一体となって、設置の実現に向け協議をしたものの、警察との協議に時間を要し、なかなか事業費が確定しなかった。また、オンランプ設置のほか、消防署の緊急車両通行のため、県道の一部について拡幅工事を行うが、これらの工事内容によっては概算の4億円から増額されることも考えられるが、予算内におさまるよう協議を行っているところである。本事業費は道の駅における道路事業部分と、旧まちづくり交付金部分及びその他の工事部分の3つの部分から構成されているが、その配分が確定しないため、個別の事業費が変動することがあっても、総予算24億円に変わりはないという答弁がありました。

さらに、委員からは、協議をしながら事業を進めるため事業費が確定できないのではという問いがあり、本事業は3つの交付金事業を採用し進行している。道の駅部分20億円とその他の事業部分4億円の事業費は決定しており、交付金の最終精算の割り振りがまだできていないだけであるという答弁がありました。

次に、消防費では、大字が設置する消火栓や防火水槽等について、本来市が全額負担して設置すべきであると思うが、現在市はどのように運営しているのかという問いに対し、大字が消火栓や防火水槽等を設置するに当たっての運用は、その設置に必要な用地取得に係る費用として、分担金徴収条例に基づいて、その費用の2分の1を分担金としていただいている。また、設置に係る工事費用は、大字からの申し出により、用途を限定しない一般寄附金として10分の1を採納し、事業を進めているという答弁がありました。

次に、教育費では、公民館費の公民館分館等施設整備事業補助金について、その補助対象となる範囲について教えてほしいという問いに対し、補助対象については交付要綱の中で規定しており、分館等の新築や増改築または施設設備の修繕や運営について必要な備品機器の購入となっている。基本的には補助率は2分の1以内であるという答弁がありました。

さらに、委員からは、公民館における太陽光発電システムの設置については補助対象になっていないが、災害時の緊急避難場所としての機能を考えると、今後、補助対象にすべきではないかという問いがあり、太陽光発電システムについては、その建物が必要な規模のソー

ラーパネルの重さに耐えられるかどうかという問題があるので、災害時の公民館の拠点機能といったことも含めて総合的に勘案しながら、今後の検討材料の1つにさせていただきたいという答弁がありました。

また、スクールカウンセラー事業費について、平成26年度の相談回数は、また今後の体制強化についてどのように考えているのかという問いに対し、スクールカウンセラーについては、教育相談室や適応指導教室、幼稚園、小学校、中学校において、いじめや不登校、友人関係などについてさまざまな相談に応じている。平成26年度の相談回数については、教育相談室では238回、幼稚園の巡回相談では914回、小学校の巡回相談では611回、中学校では445回となっており、数多くの相談を受けている。今後もこの体制で相談を受けていきたいと考えている。なお、現在、子ども、若者、青少年の支援センターを平成28年度から稼働しようと考えているので、その中で内容等を吟味しながら、更に充実させてまいりたいという答弁がありました。

歳入では、市税の調定額の内訳について、前年度と比較して、個人市民税と固定資産税が減っている要因、また法人市民税がふえている要因を教えてくださいという問いに対し、個人市民税については、株式譲渡に係る所得が株式等譲渡所得割額を控除した結果課税できなくなったことや、高額納税者が転出したことが要因となり調定額が減っている。法人市民税については、法人税割について修正申告が多かったことが要因となり調定額がふえている。固定資産税については、土地の評価額が、特定市街化区域内農地の減額措置がなくなったこと等により増額になる一方、標準宅地の価格が平均1.9%下落したことにより、調定額は約0.02%と微増となっている。また、家屋は、消費税増税に伴う駆け込み需要等の影響で新築家屋が261件となり、前年度と比較して34件の増加となったため、調定額が約4.2%の増となっている。しかし、償却資産については、主要企業等の設備投資について、全般的に新規の設備投資がほとんどない状況の中で、減価償却などにより調定額が約12.3%減少している。その結果、固定資産税全体としては調定額が減少しているという答弁がありました。

次に、総括質疑では、平成26年10月で合併10年の節目を迎えたが、新市建設計画に掲げる事業のうち、地域活性化事業と尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業の現在の執行状況をそれぞれ伺いたいという問いに対し、地域活性化事業「新道の駅建設事業」については約80%の進捗率であり、平成28年秋のオープンを目指し事業を進めているところである。国鉄・坊城線整備事業については、進捗率は約30%であるが、架道橋西側、及び東側の地権者との契約も終わったので、JRと協議を行いながら、今後は架道橋の工事に取りかかりたいと考えている。また、尺土駅前周辺整備事業についても、進捗率は約30%であり、葛下川の橋りょう工事付近と駅前広場整備部分の用地買収が残っているので、平成27年度中に用地買収のめどがつくよう交渉を行うとともに、契約が終わったところから工事を行い、一日も早く安全に駅前の通行ができるよう努力してまいりたいという答弁がありました。

また、合併から10年目となる年度の決算を迎え、これまでの社会経済状況の変化や国の施策の動向などによって受けてきた影響を鑑みると、今後は単年度だけではなく、5年や10年といった長期的な視点で行政運営を行っていく必要があると思うが、全般的な考えを示して

ほしいという問いに対し、今後、交付税総額がどうなるのか、どのような収入構造になっていくのかということを考えると、地方自治体にとって厳しい時代がやってくると思うが、その中で、ファシリティマネジメントを初め、人件費、物件費等を縮減しながら、市民サービスを低下させない体質をつくり上げ、余りお金をかけずに行政運営ができるよう実践していかなければならないと考えている。また、市の税収を確保していくため、地方創生を推進し、若い世代の方々が葛城市に住んでいただけるような施策や、新道の駅建設事業を初め、地域を活性化させる施策を考え、長期的に葛城市の成長を担えるような材料をつくり上げていくとともに、高齢者の方々が生きがいを持って暮らしていける仕組みをつくることで、医療費や介護保険料を減らすことにもつながっていくので、そういったまちづくりを目指していきながら、国、県の補助制度の情報をいち早く手に入れて、補助金を確保し、葛城市民からお預かりした税金をもとに、より多くの市民サービスが提供できるよう努力してまいりたいという答弁がありました。

賛成と反対の双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号、平成26年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、一般被保険者の数は安定しているのに対し、退職被保険者の数が年々減少しているが、その理由はという問いに対し、会社を退職され年金を受給されている65歳未満の方などが退職者医療制度の医療を受けているが、この制度は平成26年度で終了しており、それまでにこの制度に加入されていた方が65歳に到達するまでの間は、経過措置として資格は継続し、年齢到達とともに減少していくからであるという答弁がありました。

賛成と反対の双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第3号、平成26年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、葛城市における特別養護老人ホームの現在の入所待機者数について、平成26年度と比較してどのような状況になっているのかという問いに対し、平成27年度8月に行った調査の結果、入所待機者数は143人で、平成26年度と比較して44人の減となっている。これらについては、特別養護老人ホームの入所要件が、本年4月から要介護3以上の方のみに限定されたことが原因と思われるという答弁がありました。

さらに、委員からは、特別養護老人ホームの入所要件の見直しによって、要介護2以下の方は入所できないのか、また、第6期介護保険事業計画における市内の特別養護老人ホームの増床整備について教えてほしいという問いがあり、要介護1または2の方の入所については、認知症や障がいにより日常生活に支障を来す場合、虐待等といった一定の要件に該当する場合に特例入所の手続をすれば入所できるが、現在、葛城市においてはこれらの要件に該当する事例はない。また、増床整備については、平成28年度に50床の新設が予定されているという答弁がありました。

賛成と反対の双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第4号、平成26年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、平成26年度の下水道の普及率、水洗化率、年度中の接続件数及び、そのうち水洗便所改造助成の対象となった件数及び総処理水量はという問いに対し、普及率は99.15%で、水洗化率は88.26%である。平成26年度中で下水道に接続されたのは278件であり、そのうち、浄化槽等から接続された49件の中の5件が水洗便所改造助成の対象となった。現在、上下水道部の職員及び採用5年以内の職員の2名が當麻地区における下水道の普及活動に努めており、結果、平成27年8月末時点で30件の方から接続の申請をしていただき、うち7件については工事に取りかかっている。なお、総処理水量は366万6,000トンであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第5号、平成26年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、学校給食センターの建設事業費の工事請負費13億4,676万円に対する国庫補助が増額になった理由はという問いに対し、国庫補助金については7,152万1,000円を当初予算で計上していたが、昨年4月、県を通してゼロ回答が示されたため、市長が国への陳情等を行った結果、最終的に1億5,121万4,000円の交付がされることになった。これに加えて、国の補正予算第1号に係るかんばる地域交付金として5億603万7,000円が交付され、この交付金は学校給食センター建設事業や新クリーンセンター建設事業等、8つの事業が交付対象となったための交付金であるが、平成26年度中に完了する事業に充当しなければならないため、その全額を学校給食センター建設事業に充当した。これらの補助金により、市単独の支出をかなり抑えることができたという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第6号、平成26年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第7号、平成26年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第8号、平成26年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてであります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第9号、平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、保険料の滞納者数は平成25年度で40人、平成26年度で68人と28人増加しているが、その理由、また、滞納による短期被保険者証の発行者数はどのようにになっているのかという問いに対し、滞納者数が増加している理由は、2年毎に後期高齢医療保険料が見直され、

保険料が引き上げられたこと及び被保険者数が前年度より100人余りふえていることにより、滞納者数が増加したと思われる。また、滞納による短期被保険者証の発行者数については、平成25年度では11人、平成26年度では27人であり、16人増加している。これは、奈良県後期高齢者医療広域連合で短期被保険者証の対象となる要件の見直しがあつて、これまでの要件に、前々年度以前の保険料を滞納している人という要件が平成26年度新たに加えられたからであると考えられるという答弁がありました。

賛成、反対の双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

最後に、認第10号、平成26年度葛城市水道事業会計決算の認定についてであります。

質疑では、給水原価140円95銭と供給単価128円84銭の差が1トン当たりマイナス12円11銭となった原因はという問いに対し、平成26年度に地方公営企業会計制度が改正され、資本の取得に交付された国庫補助金や工事負担金等は資本的収入として資本剰余金に計上していたが、負債の長期前受金として計上することになったことに伴い、見合う分の減価償却が終わるまで長期前受金戻入の収益として計上することとなった。また、これらの国庫補助金や工事負担金を財源として取得した固定資産の減価償却は行っていなかったが、この制度改正により償却が義務化されたので、平成26年度において、過去に受けた補助金等で建設された資産の分で約4,200万円、リース資産についても制度改正により約700万円の償却をすることになり、合計約4,900万円の減価償却を行った影響によるものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上10議案について、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。このほかにも数多くの活発な質疑があり、3日間、延べ20時間以上の審査をさせていただきまして認定させていただいたところでございます。数多くの意見、要望が出されておりますことをつけ加えまして、決算特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

以上でございます。

下村議長 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前11時00分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、認第1号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 認第1号、平成26年度葛城市一般会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

政府の社会保障と税の一体改革に基づく消費税率の3%引き上げによる8兆円にも及ぶ史上空前の大増税、年金や医療、生活保護など社会保障の給付削減によって、国民の暮らしと経済に深刻な事態をもたらしています。大規模減税を初め、国土強靱化を看板にした大型公共事業のばらまき、成長戦略の具体化のための大盤振る舞いは、巨額の借金を重ねることになり、財政再建の見通しが全く立たない財政状況をつくり出しています。アベノミクスは大企業や一部の富裕層には大きな恩恵をもたらしたものの、勤労者の賃金は物価上昇に追いつかず、肝心の個人消費が落ち込み、景気の悪化が生じています。国民には恩恵どころか苦しみを強いるものであり、格差をますます広げ、日本経済にも大きな打撃を与えています。地方自治体の第一の役割は、住民の福祉の増進を図ることにあります。このようなときこそ憲法を遵守し、地方自治体の本旨を体し、法律や条例、制度や諸計画等を駆使して、市民の生命と暮らしを守り支える役割を果たさなければなりません。平成26年度の予算執行によって、その役割をしっかりと果たすことができたかどうか、問われなければなりません。

平成26年度の当初予算では、財源不足を補うために財政調整基金積立金から8億9,300万円を繰入れ、収支の均衡を図ってまいりましたが、本決算では8億9,300万円を全額基金に繰戻し、新たに7,703万円を積み増した上に、実質収支で6億1,301万円の黒字決算となっています。小泉構造改革の三位一体改革以来、厳しい財政運営を強いられてきましたが、平成20年度以降の地方再生対策費、平成21年度の地方交付税の1兆円規模の上積み、その後の歳出特別枠や交付税の月額加算の継続など、毎年の地方財源の確保措置等により、昨年引き続き順調な決算となりました。多くの自治体で財政調整基金や特定目的基金がふえるなど、全国の市町村の財政が改善しています。

さて、平成26年度における国の地方財政計画では、地方税の2.9%の増収を見込み、地方交付税は前年度よりマイナス1%、1,769億円の減額、臨時財政対策債がマイナス9.9%、6,180億円削減されていました。本市の決算では、普通交付税は35億5,781万円、前年度の決算学より3,941万円の増額となっています。臨時財政対策債は7億1,650万円、前年度比1億5,270万円の減額、実質的な地方交付税は48億7,699万円と、マイナス2.02%。1億9,907万円の減額となりました。市民税は現年度課税分の調定額が40億253万円、前年度の調定額を5,975万円下回っています。市民税はここ数年間、減少傾向に歯どめがかからず、個人市民税においては、商工業者や農業者等の普通徴収は調定額3億6,916万円と、前年度よりマイナス15%、1億2,550万円もの減額となり、平成19年度の5億8,898万円の62.7%、2億1,982万円も落ち込んでいます。法人市民税は調定額で2億6,669万円、前年度よりプラス3.2%、935万円の増となっていますが、景気の低迷や大企業の業績の悪化等によって、ここ数年の落ち込みは更に大きく、平成19年度の9億2,716万円の24.4%、7億円も落ち込んでいます。固定資産税、償却資産も同様の傾向であります。調定額で3億5,800万円となっていますが、前年度よりマイナス12.4%、57万円の減額となり、平成23年度の6億2,490万円の57.3%、2億6,690万円も落ち込んでいます。長引く景気の停滞、それに追い打ちをかけ

る円安による資材の上昇や消費税の増税等によって、地域経済を支えている商工業、事業者等の経営を困難にし、地域経済を疲弊させている実態が映し出されています。葛城市として、商工業、事業者等への支援、地場産業振興の特別な対策が求められます。

固定資産税の土地は7,498万円で、前年度比プラス0.02%、15万5,000円の微増となっています。商圏の商業地、住宅地の地価公示価格が平成5年から連続して下落しているにもかかわらず、固定資産税の過重な負担が依然として続いています。これは、平成4年1月12日、旧自治省が発した通達で、これまで公示価格の2割から3割とされていた固定資産税の評価額を7割まで一気に引き上げたことが最大の原因であります。高い固定資産税の評価額によって、収入が減り続けている市民に重い負担を強いているのであります。

現行の課税制度は認めがたいものであります。所得を基準にした減免制度を整備するなど、市民の負担を軽減し、市民の暮らしを守り支援する役割を果たすべきであります。

次に、消防施設に対する寄附金等の名による住民負担の問題であります。平成26年度も、防火水槽や消火栓の設置費用に係る10分の1の地元負担として、消火栓の設置、改修寄附金20万円が徴収されています。さらに、ホースや消火栓などの設置費用に係る3分の2の地元負担は37万4,000円となっています。寄附金の徴収は、地方財政法第4条の5、割当的寄附金等の禁止違反であり、直ちにやめるべきであります。どうしても費用を徴収するというのであれば、地方自治法第224条の規定に基づき、条例を定めて分担金を徴収すべきであります。何よりも、住民の安全や健康、福祉を保持すること、これは地方自治体の基本的な責務であります。市の責任で財源を確保し、地元要望とあわせて計画的に整備されるべきであります。

次に、職員採用についてであります。

市長が職員採用試験に関与することは当然だ、禁止する法律もないとの市長や人事当局の認識、姿勢は、地方公務員法や葛城市政治倫理条例の趣旨や目的を真っ向から否定するもので、認めることはできません。県内12市の中では葛城市だけであります。

禁止する法律もないと言いますが、職員採用について、地方公務員法や葛城市政治倫理条例ははっきりと首長の権限を規律し、規制しています。地方公務員法第6条は、任命権者の任命権の具体的内容は、この法律、政令、条例、その他の規程に従い、それぞれの職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとするとして規定しています。任命権の内容とその行使の仕方は、まず職員の身分の取扱いの基本法である地方公務員法によって規律され、これに従って執行されることを求めているのであります。任命権者は、法律に特別の定めがある場合は別として、地方公務員法、地方公務員法に基づく条例、規則その他の規程に従って職員の任命、休職、免職、懲戒等の任命権の行使を行うものとされています。任命権者の任命権の具体的内容は、この法律、政令、条例、その他の規程によって定められているということでもあります。

では、任命の方法はどうすればよいのでしょうか。法第17条第1項は、職員の職に欠員を生じた場合において、任命権者は、採用、昇任、降任または転任のいずれかの方法により職員を任命することができると規定し、さらに第4項では、人事委員会を置かない地方公共団

体においては、職員の採用及び昇任は競争試験または選考によるものとする規定しています。職員の任命について、法に規定された任命の方法、手続の趣旨の要点は、第13条の平等の取扱いの原則、第15条の任用の根本基準及び第56条の不利益取扱いの禁止の規定に従って行わなければならないということでもあります。法はこのことを確保するために、人事委員会または競争試験を行う公平委員会を置く地方公共団体については、人事委員会や公平委員会がかなり幅広い範囲で自主的な重要な手続に関与すべきことを定めています。これは、専門的かつ中立的な人事機関であるこれらの委員会をして任命権の行使をチェックさせるということにより、人事の公正と能力主義の実現を図ろうとするものであり、委員会に与えられた重要な権限の1つであります。

問題は、葛城市のように人事委員会や競争試験を行う公平委員会を置かない地方公共団体の場合です。人事委員会や競争試験を行う公平委員会を置かない地方公共団体の任命については、比較的手続が穏やかで、任命手続のチェックが行われていないのは、このような地方公共団体の任命がルーズに行われてよいことを意味することではありません。地方公共団体の規模や組織、職員数の違いに基づくものであり、それを前提として手続を簡素化したにすぎないのであります。立法論としては、人事委員会や競争試験を行う公平委員会が任命に関与する制度と、そうでない制度との違いは、技術的な理由にのみ基づくものであって、任用を通じて人事行政の公正を確保し、また能力主義を実現する目的自体は全く同一なのであります。人事委員会や競争試験を行う公平委員会を置かない地方公共団体の任命権者は、他の機関の関与を受けず、裁量の余地も大きいだけに、任用に当たってみずから厳正な運用を心がける必要があると言わなければならない、かりそめにもルーズな運用をするようなことはあってはならないのです。

また、葛城市政治倫理条例は、市長や議員は、市民の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑いを持たれるおそれのある行為をしないことと規定し、さらに、公正な人事を図るため、市職員（臨時職員を含む）の採用に関して推薦又は紹介をしないことと明記しています。この規定の内容、趣旨を真摯に受けとめれば、市長が試験の採点をしたり、合否判定に関与することなど思いも寄らないことであります。地方公務員法や葛城市政治倫理条例の規定を尊重、遵守し、市長は職員採用試験の採点を初めとした関与を直ちにやめるべきであります。

次に、住民の安全、防犯対策についてであります。

防犯灯の設置補助は、1灯で5万円、ポール設置で5万円、合わせて10万円を限度として2分の1を補助しています。さらに、蛍光灯の取りかえが5,000円、これ以外のデザイン灯やLED灯などの取りかえは1万円を補助していますが、合併前の旧當麻町では全額公費負担でした。サービスは高く、負担は低くの合併時の約束を裏切るもので、認めることはできません。

また、大字等の財政力の違いによって、児童、生徒等の通学路、通勤や買い物道路、大字間の通路等の街灯設置が進まない地域があります。どこに住んでいても市民の安全を守るとは市の仕事です。通勤や通学路、買い物道路等は、無条件に市の責任で継続的に整備すべ

きであります。

次に、障がい者福祉についてであります。

自立支援法から新たに障害者総合支援法が施行されましたが、サービスや公費負担医療等に原則1割の定率負担を押しつける応益負担の原則が温存されています。葛城市では、非課税世帯の利用料の免除などにより、その利用者の負担は、介護や訓練等の給付では0.21%で79万7,000円、通所給付費では4.11%で224万4,000円、補装具は2.12%で18万3,000円の負担に抑えられているということではありますが、わずかな年金や工賃収入、家族の支援が頼りの障がい者にとっては大きな負担であります。障がい者の自立を妨げ、人権をないがしろにする障がい者施策は認めがたいものであります。

実施されている駅前駐輪場整理の委託を初め、さらに、作業所利用者の給食費や利用料等への補助、市が率先して障がい者を雇用すること、市の公民館等のさまざまな教室、講座等に障がい者も積極的に参加し、多くの人と交流することを支援するなど、在宅で頑張る障がい者と家族、自立を支える事業者等への支援策の拡充を求めます。

次に、事業系ごみの手数料の引き上げについてであります。

平成22年6月から、事業系ごみの持ち込み手数料を10キロ100円から500円に値上げする改定が実施されました。市内の事業者や収集業者の要請、議会の決議により、当分の間130円を継続することになりましたが、本決算では、厳しい経済情勢の中で地域の経済と雇用を支えて頑張っている事業者の皆さんに1,334万円の負担を強いています。ごみの減量化や循環型社会をつくるために、これから市民や事業者、行政が一体となって取り組まなければならないときに、経費の節減や他市からのごみの搬入を抑制するとして事業者負担と責任を押しつけることは、協働の取り組みを壊すものであり、認めることはできません。

次に、有線放送維持管理費についてであります。

平成25年度より、有線放送の新庄地域では、スピーカーが無償貸与されることにより3,990円の購入費が軽減されました。大いに評価できるものであります。しかし、また、軒下から室内への配線や設置等の工事費が市民負担となっています。行政防災無線の當麻地域では、もちろん工事費の負担はありません。住んでいる地域によって負担が異なることは著しく均衡を欠き、公平の原則に反するものであります。配線や設置等の工事費等についても市の負担で行うよう、更なる努力を求めます。工事費は1件当たり約1万6,000円程度です。年間の設置台数を100件とすれば、160万円あれば解決できます。さらに、大災害にも対応する新たな情報伝達手段の整備計画を策定し、具体化に取り組むことを求めるものであります。

次に、農業振興についてであります。

戸別補償制度から経営所得安定対策事業に変わり、転作営農の確立と転作率の向上を図る生産者に対して、農業調整地域調整推進助成金が1ヘクタール当たり3万円交付されましたが、猫の目のように変わる減反政策が日本や地域の農業振興政策では、農業者は浮かばれません。平成6年には60キロ当たり2万2,000円だった米価が、奈良県の平成26年の米価では1万300円でした。53%も下落しています。価格を補償するとしての機能、生産調整の役割は破綻しています。これでは農業者が生産意欲、後継者に託する希望を失い、水田の荒廃、転

用を一層加速させ、農業経営をますます衰退させてしまいます。

何よりも、安倍政権が決定したTPPへの参加は、日本の農林漁業や地域経済、食の安全や国民の暮らしの広範な分野に大打撃を与えます。完全自由化で食料自給率が13%にまで下がるという農水省の試算は、大打撃の一端を証明しています。直ちにTPPから撤退すべきであります。

本市の農業の決算額は2億8,377万円、その内訳は、農業振興費、経営所得安定対策事業費等のソフト事業の比率は11.5%、4,139万円です。一方、農地費や団体営土地改良事業費等のハード事業の比率は57%を占め、事業費は今年の2.6倍の1億6,161万円にもなっています。しかも、相当事業4,139万円の60%に当たる2,471万円の中身は、各種団体に対する負担金や補助金です。農業振興と言えるソフト事業は、経営所得安定対策事業しかないのであります。

基盤整備、ハード事業に多額の予算を配分する、公共事業中心、基盤整備中心の農業政策では、地域の農業の危機に歯どめをかけることはできません。農業を基幹産業と位置づけ、経営を支え後継者を育てる所得補償や価格補償制度の創設、地産地消の促進、消費地の開拓、農地の保全拡大などに予算を重点的に配分し、家族経営を中心に、集落営農など多様な農業経営を支える政策に転換すべきであります。

次に、地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてであります。

新市建設計画や山麓地域整備計画、総合計画にもなかった新道の駅の建設計画が都市産業常任委員会に初めて提案されたのは、平成23年10月25日でした。ところが、その年の12月の定例会では、平成27年4月のオープンに向けて、運営を経営という観点からより一層深く考えるために、道の駅かつらぎ設立委員会が平成23年11月28日に設立されました。この設立委員会において、施設の規模、運営方法等、道の駅全体にかかわる部分を協議してまいりますと言って、2カ月もたたないうちに、ワーキング会議に決めてもらったと、説明した計画を取り下げたのであります。そして、この3年間余り、計画が定まらず、施設の規模や内容、事業手法、敷地面積等がころころと変更され、事業費はどんどんふえてきたのであります。

平成26年度は大混乱の年でありました。きわめつきは、平成26年3月定例会や9月定例会における事業手法の混乱であります。物産販売所や加工所の都市再生整備部分の用地は、公園事業で買収した都市公園に設置してもよい交流施設の種類の種類としては、売店、飲食店等が都市計画法施行令に定められている。道の駅に計画している施設については、これに当たると考える。建築面積要件については、道の駅西側の違法盛り土の場所4万2,990平方メートルを含めた範囲、7万3,300平方メートルを公園区域にすることにより、建蔽率2%は満たされると考える。このように言って、都市再生整備事業ではなく、用地の買収も施設の建設も公園事業で進める、一体整備すると明言したのであります。このことによって、事業面積は当初の2.8倍の8万6,000平方メートルに拡大されたのです。ところが、6カ月後の9月定例会では、事業については都市再生整備計画で行っている。道の駅交流広場整備事業という事業名で、公園事業という発言は間違いであると全面的に訂正し、市長がおわびをするという事態になりました。再び事業手法が変更されたのです。なぜ間違いをしたのか、原因はわ

からないという全く支離滅裂な変更劇によって、用地が公園事業で買収されたという事実だけが残ったのであります。

18億円の事業費は、用地費や補償費の増加、高速道路へのオンランプや周辺道路整備事業費当の追加によって33%、6億円も増額され、24億円に膨らんでいます。さらに、防災や修景等の名目で、違法盛り土部分等の公園整備事業に2億4,000万円をつぎ込む計画など、どんどんふえて、総事業費は26億円を超える規模になっています。

道の駅の当初の基本理念や方針では、第一に農業の価値が見直され、新たなビジネスチャンスにもつながるよう地域振興の拠点をつくり、地域住民が活躍し、担い手を育成するため、農業、酪農の技術指導や農地のあっせん、商工業の出店指導など、地域産業の振興を支援する、このことが目標とされ、この理念や方針の実現を目指し、新道の駅の経営分析、収支計画案では、売り上げ8億5,000万円のうち、地元産品の売り上げは70%を占め、約6億円の目標を掲げていました。ところが、運営会社が赤字にならないためには、利益を追求しなければ経営が成り立たない。そのために、市内産のものだけでなく、消費者のニーズに応じた品ぞろえも必要になる。また、当面は奈良県産品70%で運営するなど、第一の目的である地域産業の振興や支援は後回しにして、集客をふやし、運営会社の利益優先の方向が打ち出され、鮮魚も生肉も扱うことになったのであります。

さらに、道の駅の成功のために、にぎわいを起こし集客をふやすための施設としては規模の検討が必要と判断し、規模の修正を図ってきたと、当初の施設面積1,575平方メートルから1.8倍の2,873平方メートル、2階建てに拡大したのであります。そして、新たな道の駅の経営の理念や方針には、地方創生や六次産業化、葛城市のブランド化などが掲げられ、来訪者のゲートウェイとなり、着地型観光の拠点として、葛城市の魅力を伝えるふれあいの場をつくるとのコンセプトが示されています。今はやりの聞きなれたスローガンが並べられ、地域の個性を生かす地場の農業や酪農、商工業の振興、支援は大きく後退させられたのであります。

市はこれまで、施設を建設して提供するだけだ、運営会社には指定管理料は払わず、赤字が出ても補てんしませんと説明し、市は負担しない、市民には負担をかけませんと言ってまいりました。ところが、利益が出れば施設使用料をいただく、それをライフサイクルコストに充てていきたいと、ライフサイクルコストを負担すると表明し、方針を転換しました。ライフサイクルコストは地域振興棟の建設費等の3倍から4倍、およそ20億円から32億円の費用がかかると予想されます。4倍として、年間平均額は約8,000万円程度と推測されます。ところが、修繕費や更新費等、市が負担しようとしているライフサイクルコストの費目や金額については、これから協議すると、いまだに説明できない状況であります。市民にはっきりと示すべきであります。

過剰投資がライフサイクルコストをふやし、運営を圧迫することは目に見えています。道の駅かつらぎの運営基本構想の中期収支計画案では、オープン3年目から8億1,000万円を売り上げ、純利益は800万円となっていますが、施設設備等の減価償却費は見込まれていませんし、市に対する施設使用料の支払いは、開業6年目から324万円が予定されているにす

ぎません。年間利益が800万円、施設使用料が324万円では、ライフサイクルコストを到底賄うことはできません。これでは市の負担、市民の負担は目に見えています。一体誰が責任を負うのでしょうか。6,752筆の凍結を求める住民の声に耳をかさず、何が何でも平成28年秋のオープンに突き進む、こんな無責任な新道の駅事業は認めることができません。

次に、吸収源対策公園緑地事業についてであります。

本年度は林堂公園用地購入で4,581万8,000円、今在家公園用地購入で707万円が執行されています。歳入では寄附金の徴収はありませんでしたが、これまでに大字要望として設置された疋田や木戸からは、用地取得に係る費用の一部を寄附金として、それぞれ1,100万円、1,500万円が徴収されておりますので、事業完了後には用地取得費の約3分の1相当額、林堂からは約1,500万円、今在家からは約230万円を徴収する方針は変わらないということがあります。

地方財政法第4条の5、割当的寄附金等の禁止では、地方公共団体は、他の地方公共団体または住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならないと、このように規定しています。感謝の気持ちからいただいている葛城市寄附採納事務取扱規程に基づいて収納していると釈明していますが、吸収源対策公園緑地事業が初めて提案された平成24年3月定例会の予算特別委員会における議論の中で、都市整備部は、吸収源対策公園緑地事業に該当する大字の負担が全くゼロということになりますと、その対象にならない大字には分担金徴収条例を適用して、要望してもらわなければならない。平等性と言ったら語弊があるかも知れませんが、木戸、今在家、林堂についても寄附金としていただきたいとお願いもし、要望を出していただいていると答弁し、さらに、大字要望等にも応える意味で、寄附金として3分の1をいただくということになったわけでありまして、はっきりと答弁しています。

また、当時の副市長は、基本となる発想につきましては、分担金徴収条例の趣旨に基づいてお支払いいただく部分でございますと、最初から分担金徴収条例に基づいて用地費の3分の1を寄附金としていただくと、基本的な考え方を表明しているのであります。明確に地方財政法違反を裏づけているではありませんか。大字からの寄附金は、当初予算の歳入の一般寄附金に用地の3分の1相当額が計上されていましたが、途中から当初予算に計上されなくなりました。葛城市寄附採納事務取扱規程に基づき一般寄附金を収納するという手続を行い、その後、収納された後に補正予算で計上するやり方に変更したのです。まさに、地方財政法の規定に違反していたことをみずから認めたものではありませんか。大字要望もなく、行政の都合で公園整備を行った兵家、更にこれから予定している忍海や柿本、更に道の駅西側の違法盛り土部分の寺口、太田などからは寄附金は徴収しないということでありまして、全くご都合主義と言わなければなりません。

葛城市は合併後に、緑の基本計画に基づき、国の補助金等を受けて緑化重点地区整備事業で4カ所、まちづくり交付金事業で2カ所の公園を整備してまいりましたが、用地取得はもとより、一切の地元負担を徴収しておりません。地方財政法第4条の5が制定された理由は、国、地方、住民の間において、寄附金の名目に隠れた負担の強制など強制的な転嫁が甚だし

く、これが財政秩序を大きく乱す重大な原因となるおそれがあることに鑑み、平成27年の改正で加えられたものです。シャープ勧告に基づく市町村税が400億円の増額を見たことを受け、税外負担の解消を促進する趣旨で設けられたものであります。

行政が法令を遵守し、その趣旨に基づき寄附金の解消、税外負担の解消のために努力してきた取り組みを尊重することは、当然のことであります。先人の努力を踏みにじり寄附金を徴収する吸収源対策公園緑地事業は認められません。寄附金の徴収を直ちに中止するとともに、徴収した寄附金は大字に返還すべきであります。

以上、討論を終わります。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

5番、増田君。

増田議員 認第1号、平成26年度葛城市一般会計決算の認定につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

国の状況については、デフレ脱却に向けた経済政策が推し進められている中、景気動向を見きわめながら、平成26年度4月からは消費税率が5%から8%に引き上げられたところであり、消費税率引き上げによる増収分は全て社会保障の財源とされたところであり、しかしながら、上向き傾向にある日本経済への影響を危惧された面もあり、特に低所得者層や子育て世帯への特別福祉給付金が創設され、負担軽減措置がなされたところであり、

このような状況下におきまして、本市の平成26年度一般会計決算歳入総額は164億6,067万7,000円、歳出総額は156億1,617万6,000円であり、翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた実質収支は6億1,301万2,000円であり、昨年度同様に大幅黒字の決算額となっております。

その内容といたしまして、歳入では、市税の収入済額が前年度より約6,100万円余り減少していますが、コンビニ収納による利便性の向上、年末等の特別滞納整理など、収納率の向上に努力され、市税確保に努められております。また、市債について、交付税措置のある有利な起債を充当されているなど、収入面で更なる財源の確保に努められたところであり、

一方、歳出におきましては、総務費では、全国的に人口が減少する中、定住化人口の増加及び地域経済の活性化を図るため、すむなら葛城市住宅取得事業補助金にいち早く着手され、また、ICT街づくり推進事業では、葛城市民の幸せづくりのため、引き続き事業展開がされております。民生費では、小中学生の医療費扶助を更に拡充し、農林商工費では、昨年度に引き続き100%県の補助である緊急雇用創出事業を活用し、着地型旅行商品創出支援事業などの事業にも着手されており、住民福祉に寄与する諸事業に取り組み、しかも国庫支出金や県補助金などを活用しながら行政運営されているところは、高く評価する内容でございます。また、衛生費、土木費につきましては、新市建設計画に基づく新クリーンセンター建設事業、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業、地域活性化事業など、各事業の完成に向け鋭意努力されていることは存じますが、一部事業を除き繰越しされている点につきましては、年度内完成を重ねて要望するところでございます。

以上、平成26年度決算につきましては、低迷する景気により市税が減少する中においても小中学校の設備整備などにも力を入れるなど、今後も住民福祉の向上に向け、健全な市政運

営に取り組んでいただくことを要望しつつも、決算内容については認定するべきであると考え、私の賛成討論とさせていただきます。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第1号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

下村議長 起立多数であります。よって、認第1号は原案のとおり認定されました。

日程第2、認第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 認第2号、平成26年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

葛城市国民健康保険事業は、サービスは高く、負担は低くの約束にもかかわらず、合併2年目の平成18年度に、平均で17.6%、2億5,500万円の大幅な保険税の引き上げが実施されました。国保税の大幅な引き上げは、長引く景気の低迷の中で苦しんでいる所得の低い加入者の生活を脅かし、安心して病院にかかれない状況を広げています。

国保に加入している5,767世帯の平成27年9月時点での所得階層調べでは、所得200万円以下の世帯が4,575世帯で、加入世帯の79.3%、所得100万円以下の世帯が3,211世帯で、加入世帯の55.6%を占めています。さらに、所得ゼロの世帯は1,765世帯で30.6%、実に加入世帯の3割を占めています。さらに、所得ゼロの1,765世帯のうち、年金収入も給与収入もゼロの世帯が672世帯で33.07%を占め、全加入世帯の実に11.65%、10世帯に1世帯以上が収入ゼロという状況であります。

国保は、所得の低い人、収入のない人が多く加入している保険であります。ところが、国保税は、収入がなくても、少なくとも、均等割や平等割、資産割が課税され、その上、所得割は基礎控除だけというただし書き方式で課税されるなど、他の税金に比べて過重な負担となる仕組みとなっています。

国保税の収納率は現年度分で93.34%と、個人市民税の99.05%を5.7%も下回り、収入未済額は4,995万円になっています。滞納世帯は1,104世帯、加入世帯の19.1%に上っています。国保税が払えなくて3カ月の短期保険証が発行されている世帯は51世帯、さらに、納付相談中が66世帯、居所不明が32世帯など、市役所で保管されている保険証は98世帯となっています。重い税負担に耐えられず、滞納を余儀なくされている所得の低い加入者に対する安易な短期保険証の発行をやめ、正規の保険証を発行すべきであります。また、保管されている保険証を加入者に届ける手だてを早急にとるべきであります。

この間、所得の低い世帯に対する所得基準額の引き下げや、単身世帯への適用の拡大など、

均等割や平等割を軽減する法定減免制度の拡大により、軽減措置が実施されてまいりました。一方で、預貯金や給与等の差し押さえや換価などによる滞納処分の強化により増収を図り、さらに、合併後の平成17年度から毎年不納欠損処分を行い、平成26年度の1,540万円を合わせて、この10年間で2億3,825万円の不能欠損処分を実施するなど、3億5,000万円を超えていた滞納繰越額を2億5,293万円にまで減らしてまいりました。しかし、現年度分の収納率が低迷する中で、毎年5,000万円程度の滞納が新たにふえてまいりますので、根本的な解決にはなっておりません。

厳しい地域経済に追い打ちをかける消費税の増税、まともな仕事につけない雇用環境、たび重なる年金収入の削減等の中で、所得の低い世帯はますます払いたくても払えない国保税になっています。所得の低い世帯に対する市独自の申請減免制度を整備、拡充し、払える国保税に改善して、滞納をもとから抑え、安心して病院にかかれる環境づくりが求められています。

葛城市国民健康保険税条例第23条、国民健康保険税の減免は、市長は次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減額し、または免除することができるとした規定を定めています。第23条の第2号は、当該年度中の所得が皆無となった者またはこれに準ずると認められる者、さらに、第3号は、前2号に掲げる者のほか特別の事情ある者を減免の対象とすることを規定しています。肝心なことは、この減免規定の適用基準となる葛城市国民健康保険税減免取扱基準を見直し、第2号の「これに準ずると認められる者」、第3号の「特別の事情がある者」の内容をはっきりと規定して、減免の適用範囲や割合等を明確にすることです。

減免の範囲を定めた取扱基準第2条第3号では、当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難になった者またはこれに準ずると認める者と規定しています。ところが、具体的な減免の対象や割合を定めた第3条には、「またはこれに準ずると認められる者」については、同条第3号の減免する必要があると認められる者及び軽減または免除の割合を規定している項目に全く記載がないのであります。さらに、第5号の「前2号に掲げる者のほか特別の事情がある者」の適用範囲は、納税義務者が刑務所等その他これに準ずる施設に収容されている者について全額免除するとの記載があるだけであります。取扱基準第2条第3号、減免の範囲に明記されている「またはこれに準ずると認められる者」については、第3条第3号の減免の割合を抜本的に見直して、例えば前年度より所得が50%以上減少した場合、あるいは生保基準の1.3倍とするなど、具体的な適用基準を明示すること、また、第3条第5号の減免の割合の「特別の事情がある者」についても見直しを行い、児童扶養手当支給世帯、心身障がい者世帯等を対象とするなど、適用範囲を明確にし、拡大すべきであります。

所得が皆無になった者の減免は当然のこととして、長期に仕事につけない人、母子家庭や低年金の高齢者など、所得が皆無となった者に準ずる低所得者に対する適用こそ、今最も求められていると考えます。さらに、減免の対象を所得割額に限らず、平等割額や均等割額にも広げ、申請減免制度の拡充を図るべきであります。国保は市町村の自治事務であり、保険者の裁量で実施できるものであります。

葛城市の平成26年度の被保険者1人当たりの医療費は31万7,376円、県下で26番目と、依然として低い水準を維持しています。平成19年、平成20年、平成21年度は連続して県下で一番低い医療費でした。市民被保険者の健康への関心の高まり、健康推進委員を初めとした保健予防活動の取り組み、開業医の先生方のホームドクターとしての尽力によって国保財政が支えられています。

平成26年度の決算は実質収支で5,104万円のプラスとなっていますが、一般会計から1億円の法定外繰入れを行っていますので、単年度実質収支では5,280万円の赤字になっています。市民、保険者の努力にもかかわらず、厳しい財政状況は一向に改善されておりません。市町村国保は厳しい財政運営が常態化し、何度も国保税の引き上げを余儀なくされてまいりました。その原因は、昭和59年に国保事業に対する国の定率の国庫負担を、総医療費の45%から医療給付費の50%に改定され、総医療費に占める国庫負担は38.5%に削減されたことによって、国保の総収入に占める国庫負担金は、1980年代には50%程度だったものが、平成19年には25%となり、その削減分を国保税負担として市民、被保険者に転嫁してきたことが最大の原因なのであります。

国保制度は、憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で国民に医療を保障する社会保障制度です。国保財政の健全化を加入者の負担増や広域化に求めるのではなく、国にこそ、削減されてきた国庫負担率をもとに戻し、責任を果たすことを強く求め、誰もが安心して医療にかかれる社会保障制度として再構築するべきであります。

一般会計からの繰入れや資格証明証の発行の回避、短期保険証の発行を抑えるなど、評価できるものですが、以上の理由により反対いたします。

討論を終わります。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

3番、川村君。

川村議員 認第2号、平成26年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険は制度創設以来、国民皆保険を根幹から支え、長きにわたり地域医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してきました。その一方で、昨今の国民健康保険を取り巻く環境は、少子高齢化の進展による医療費の増加や、社会経済情勢の変化に伴う被保険者の保険税負担能力の低下など、構造的に問題を抱え、国においてこれまでさまざまな制度改革が行われてきましたが、依然として厳しい財政運営が続いています。

平成26年度決算は、歳入においては、毎年度保険税収入が減少する中で、歳出では高い伸び率で推移してきた保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等、医療費関係の経費が低い伸び率、また減少している状況であり、収支では、毎年度の1億6,000万円に対し、本年度は1億円の一般会計繰入金財源補てんを受け、黒字決算となっています。

このような決算の中で、被保険者の健康の保持増進を図るため、特定健診受診の節目年齢対象者への無料クーポン券の交付や、臨時大字出前健診、重症化予防の取り組み、きめ細かな受診勧奨など、継続的な保険事業の推進により、特定健康診査、特定保健指導の受診率が

年々向上し、被保険者の健康への意識啓発も図られ、その結果として、1人当たりの医療費において毎年度低い数字を保つところにつながっているものと考えます。

また、保険税の現年課税分の収納率は93.34%と、前年度とほぼ同じ数値を保っております。国、県の特別財政調整交付金においても、国民健康保険の適正な運営に努めることにより、本年度も多くの金額の交付を受け、歳入の確保に努められており、国民健康保険事業を円滑に運営にするために努力された決算であると評価するものです。

国民健康保険は、被保険者である住民の皆さんにとって大切な、かけがえのない制度です。必要とする医療を安心して受けることができるよう、安定的で持続可能な制度運営のため、今後も引き続き、医療費適正化などによる歳出の抑制を図るとともに、保険税収納率の向上により歳入の確保に努めるなど、今後においてもより一層の経営努力を重ねられることを要望いたしまして、賛成討論といたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第2号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

下村議長 起立多数であります。よって、認第2号は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時57分

再 開 午後 1時30分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第3、認第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 認第3号、平成26年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成26年度の介護保険事業特別会計決算は、平成24年度から平成26年度までの3年間の第5期介護保険事業計画の最終年の決算であります。第5期の第1号被保険者の介護保険料は、平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画の策定のときに、それまでの基準月額2,650円から1,450円、54%引き上げて、基準月額4,100円に改定された保険料が引き継がれてまいりました。そして、平成27年度に作成された第6期介護保険事業計画では、基準月額を22%、5,000円に引き上げたところであります。円安による物価の上昇や消費税の増税、年金収入が減少している中で、保険料は高齢者の生活に大きな負担を与えています。

平成26年度の居宅介護サービス給付費の決算は11億4,385万円と、前年度比プラス11%となっています。その内訳は、訪問介護が1億7,077万円で、マイナス1.9%となっていますが、

在宅介護の一翼を担う通所介護が3億1,036万円で、プラス21.2%、ショートステイも1億1,108万円でプラス12.8%と、前年度を大きく上回っています。在宅介護を支える3本柱の1つである訪問介護の伸びが低迷し、第4期計画初年度の平成21年度の1億5,955万円と比較しても6.5%の伸びにとどまっています。同居家族の存在がサービス給付の制限となり、訪問介護が家族の介護負担の軽減に貢献できず、同居者の有無に関係なくサービスが受けられる通所介護やショートステイが大きく伸びていることを見れば、家族の負担軽減に貢献していることは明らかであります。

施設介護サービス給付費の決算額は8億1,677万円で、前年度比マイナス1.37%となっています。その内訳は、特別養護老人ホームが4億5,815万円でプラス5.5%となっていますが、老人保健施設は2億8,544万円でマイナス12%と大きく下回り、全体を押し下げています。特別養護老人ホームの給付費は、近隣自治体の施設整備が進んだこともあってプラス5.5%となっていますが、平成21年度と比較すると16%程度の伸びにとどまり、待機者の増加に追いつけず、待機者はふえ続ける結果となっています。老人保健施設は平成21年度比で147.3%と大きくふえていますが、特養待機者の受け皿になっているものと考えられます。特養の待機者が143人と、依然として入所できない状況が続いています。前年度の187人より44人減っていますが、制度の改正により、本年4月から特別養護老人ホームに入所できる人を原則要介護3以上に限られたことによるものであります。一部の例外を除いて、要介護1、2の人は特養入所の対象外とされ、待機者の多くから除外された結果であります。公的保険で介護を受けられる人を限定することなど、とんでもない話であり、撤回すべきであります。

平成26年度決算は実質収支で229万円の黒字となっていますが、介護保険給付費準備基金から5,655万円が繰入れられ、準備基金の不用額は2,963万円に減っています。保険料は、第1号被保険者9,404人のうち、年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を超える人からは年金から天引きされ、それ以下の674人は普通徴収されています。普通徴収の現年度分の徴収率は、前年度よりマイナス0.44%の90.3%と低迷しています。滞納者は前年度より26%、54人ふえて260人となり、普通徴収者674人の38.5%も占めています。現年度の収入未済額は476万円、滞納繰越分1,472万円を合わせた滞納額は1,949万円となっています。本年度も133万円の不納欠損処分を実施され、現年度分を含む滞納額は1,816万円に抑えています。増加傾向は変わっておりません。毎年90%前後という収納率の推移を見れば、過重な負担になっていることは明らかであります。

さらに、平成17年10月から、これまで介護保険の対象とされていた食費や介護施設の居住費を対象から外され、原則として全額を利用者負担とされました。この結果、市民税非課税世帯でない人が特別養護老人ホームを利用すれば、食費が4万2,000円、居住費は多床室で月額2万5,000円、従来型個室で4万8,000円、ユニット型個室では約3万円という大幅な値上げが押しつけられました。デイサービスやショートステイの利用料も月々引き上げられたのであります。保険料や利用料の過重な負担は認めがたいものであります。

高い保険料の原因は、介護に係る国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。しかも、後期高齢者の比率の高い市町村に重点に配分する調整交付金となっています。

全国市長会や町村長会が繰り返し要望しているように、調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げ、介護保険料を引き下げる次善の策を実施すべきであります。

このままでは際限なく保険料は引き上げられることとなります。増大する介護給付費に見合う介護保険料の支払いが困難になることは目に見えています。被保険者の介護保険料の支払いの困難による介護保険財政の破綻は必至であり、政府が掲げる持続可能な保険制度というスローガンとは全く逆の事態に陥ることは免れません。連立政権を組む自民党、公明党は、消費税増税前には、介護保険の国庫負担割合を10%引き上げると主張していました。今こそ介護保険制度の根本矛盾の解決のために、国庫負担割合を10%引き上げるべきであります。

そして、葛城市は、国の対応待ちではなく、早急な市独自の保険料や利用料の減免制度を整備するとともに、民間事業者に頼らず、葛城市の責任でサービス基盤の整備に着手することとあります。

以上、討論を終わります。

下村議長 ほかに討論ありませんか。

4番、西川君。

西川朗議員 認第3号、平成26年度葛城市介護保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

本特別会計決算につきましては、第5期事業計画の最終年度であり、計画値と比較しますと、要介護認定者は予測値を3%、1号被保険者の介護保険料は1.4%ほど上回ったのに対して、保険給付費全体としては3億2,000万円、計画値を5.6%上回っており、介護給付費準備基金取り崩し額は、3カ年度合計で1億5,121万8,000円が取り崩しされ、計画値を5,700万円ほど上回る結果となりました。第5期の介護保険料を据え置き、介護保険財政運営に大変ご苦労されたことが伺えます。また、居宅サービスについては、ほぼ計画値どおり推移しており、地域支援事業で取り組んでいる介護予防事業の効果が少しずつあらわれているものと、一定の評価をするものであります。

今後も施設の整備に伴い給付費が膨らむことが予想され、適切な保険給付をお願いするとともに、介護保険財政の円滑かつ適正な運営を図っていただくことを切に要望いたします。また、介護予防、高齢者の権利擁護、さまざまな相談業務など、地域包括支援センター業務が多忙な中、市民の支援にご尽力いただいていることを評価するものでございます。

今後は、第6期事業計画において課題となる地域包括ケアシステム確立に向けての取り組みや、日常生活支援総合事業への取り組みを行っていく上で、地域包括支援センターの更なる充実を図っていただき、本当に支援が必要な方に適切な支援が行える体制づくりに努めていただくことを要望いたしまして、本決算認定についての賛成討論とさせていただきます。

下村議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第3号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛

成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

下村議長 起立多数であります。よって、認第3号は原案のとおり認定されました。
日程第4、認第4号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第4号議案を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第4号は原案のとおり認定されました。
日程第5、認第5号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第5号議案を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第5号は原案のとおり認定されました。
日程第6、認第6号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第6号議案を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第6号は原案のとおり認定されました。
日程第7、認第7号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第7号議案を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第7号は原案のとおり認定されました。
日程第8、認第8号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第8号議案を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第8号は原案のとおり認定されました。
日程第9、認第9号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 認第9号、平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者は、これまで加入していた国保や組合健保、政管健保などを脱退させられ、強制的に加入させられました。75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すやり方は、年齢による命の差別そのものであり、憲法が保障する法もとの平等に反するものであります。

平成26年度は、2年ごとの保険料の改定によって、所得割が8.1%から0.3%引き上げられ8.4%に、均等割は4万4,200円から500円引き上げられ4万4,700円となりました。値上げ額は1,593円、2.28%の負担増となり、平均年間保険料は7万1,554円となりました。円高による物価の上昇や消費税の増税、年金が連続して引き下げられるなど、厳しい生活を余儀なくされている高齢者の暮らしを本当に厳しいものにするものであり、認めがたいものであります。

後期高齢者医療制度は保険料が2年ごとに改定され、医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて保険料が引き上げられる仕組みになっています。平成20年の制度導入時の葛城市の平均年間保険料は6万3,396円でしたが、平成22年度には6万4,209円、平成24年には6万9,964円に、そして昨年、平成26年の見直しで7万1,554円となりました。導入時から6年間で11.28%、8,158円も引き上げられたのであります。厚労省の試算では、10年後の平成37年には後期高齢者の人口比率が12.9%となり、平均年間保険料は9万5,976円になると試算しています。高齢者に際限のない負担を押しつける医療制度は認めがたいものであります。

被保険者4,117人のうち、年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を超える3,200人の人が特別徴収で、年金から保険料が天引きされています。それ以下の年額18万円、月額1万5,000円未満の917人、22.3%の人が普通徴収されています。普通徴収者における滞納者は68

人と、前年度の40人から28人もふえています。平成26年4月から実施された消費税の増税が大きな要因と思われます。平成21年の滞納者は7人でしたが、それが平成26年度には9.7倍の68人にもふえています。払いたくても払えない高齢者がふえています。6カ月以上の滞納者に発行している6カ月の短期保険証は27人と、前年より16人ふえています。この多くは、前々年度以前の保険料を滞納していることを新たな発行要件に加え、制裁を強化したことによるものであります。長年苦慮してきた高齢者いじめの短期保険証の発行をやめるとともに、市は保険者として、収入のない人や少ない人の保険料を減免する制度をつくるなど、安心して医療にかかれるよう支援すべきであります。

後期高齢者医療制度は、保険料が払えず1年以上滞納すると悪質滞納者とみなされ、保険証が取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが法定されています。これまで75歳以上の高齢者は、老人保険制度の対象者として、被爆者や結核患者等と並んで保険証の取り上げが法律で禁止されていました。これが、老人保険制度の廃止によって、75歳以上の人からも保険証の取り上げを可能にしたのであります。これでは、無年金や低年金など収入の少ない高齢者の命や健康を守ることはできません。資格証書発行制度は直ちに廃止すべきであります。

後期高齢者医療制度の狙いは、医療費がかかる75歳以上の高齢者を一まとめにし、際限のない負担と差別医療を押しつけることで医療費を抑えることにあります。国の負担を削減するために高齢者を差別する医療制度の執行を担い、高齢者に耐えがたい負担を押しつける後期高齢者医療保険特別会計は認めがたいものであります。

以上、討論を終わります。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

3番、川村君。

川村議員 認第9号、平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

本特別会計決算につきましては、この制度が創設されて7年目となります。これまで保険料の軽減措置や納付方法の見直しなど、さまざまな改革、改善が行われてきたことにより、制度の定着化が図られつつあると認識しています。

平成26年度決算は、歳入においては、歳入全体の72.7%を占める保険料は、2年ごとの見直しがあり前年度より4.0%増となっていますが、滞納繰越分も含めた保険料の収納率は98.1%と、前年度と同様に高い率を保っています。一方、歳出では、一般会計において支出する後期高齢者医療療養給付費等負担金は、前年度と比較して5.4%の増、本特別会計において支出する保険料負担金、保険基盤安定負担金、共通経費負担金を合わせた広域連合納付金は歳出全体の99.3%を占め、4.7%の増となっています。

このような状況にあって、後期高齢者医療制度を運営する広域連合におきましては、保険事業の推進や医療費適正化事業に積極的に取り組み、葛城市においての健康診査の受診率は前年度より2.75%向上し、15.54%となっています。

この後期高齢者医療制度に基づき、保険料軽減に係る県の負担金や一般会計からの繰入金

等を財源として広域連合と連携し、健全な財政運営に努め、円滑な事業運営が行われた決算であると評価するものです。

高齢者社会が進む今後において、高齢者医療の安定した運営が求められています。この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な信頼のできる制度となるよう、国の動向をしっかりと見つめるとともに、県並びに広域連合との連携を密にして、より一層安心な医療制度の構築に向け努力されることを望み、賛成討論といたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第9号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

下村議長 起立多数であります。よって、認第9号は原案のとおり認定されました。

日程第10、認第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第10号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、認第10号は原案のとおり認定されました。

日程第11、議第56号から日程第14、議第60号まで、以上4議案を一括議題といたします。

本4議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、西井覚君。

西井総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第56号、議第57号、議第58号及び議第60号の4議案につき、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず初めに、議第56号、葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第57号、葛城市個人情報保護条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、マイナンバー制度は高齢者にとってわかりにくい制度であると思われるが、どのように周知していくのか、また、制度に登録しないとどのような不都合があるのかという問いに対して、制度については既に市の広報誌で周知し、国からも政府広報を通じて広報さ

れているが、今後とも啓発を積極的に行っていきたい。また、マイナンバー制度は、税、社会保障、災害対策などの各分野での情報を、個人番号を同一人として利活用されることになっております、個人番号を要求しなかった場合は、各分野の各種公的機関から発行される証明書などの申請などにおいて、効率的な事務処理や各市町村が独自に行うサービスを受けることができないなどの事態が想定されるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第58号、葛城市職員の再任用に関する条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第60号、葛城市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、女性消防団員の募集方法はこの問いに対して、市内全域から12名の募集を行うという答弁がありました。

この答弁を受け、応募者にとって特定の地域に偏らない工夫はされているのかという問いがあり、本年10月1日より募集を開始するが、できる限り市内全域から募集できるよう、声かけや地域内で推薦していただきたいと考えているという答弁がありました。

また、女性消防団員の活動として予定している内容はこの問いに対して、火災予防、地域防災に関する広報、指導として、女性を対象にした消火についての講習などの際、消防署員に同行し補助すること、また、災害時における応急手当ての普及活動、弱者に対する心のケアなどの後方支援を考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会の報告といたします。

下村議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第11、議第56号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第56号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第56号は原案のとおり可決されました。
日程第12、議第57号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第57号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第57号は原案のとおり可決されました。
日程第13、議第58号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第58号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第58号は原案のとおり可決されました。
日程第14、議第60号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第60号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第60号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第15、議第51号から日程第23、議第64号まで、以上9議案を一括議題といたします。

本9議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第51号、議第52号、議第53号、議第54号、議第55号、議第59号、議第62号、議第63号及び議第64号の9議案につき、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告申し上げます。

初めに、議第51号、葛城市公民館の指定管理者の指定について、議第52号、葛城市老人憩

の家の指定管理者の指定について、議第53号、葛城市集落センターの指定管理者の指定について、議第54号、葛城市農事集会所の指定管理者の指定について及び議第55号、葛城市ふれあい集会所の指定管理者の指定について、以上5議案につきましては、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、葛城市が保有している施設について、今回上程されている施設以外に指定管理を考えているというところはあるのか、また、今後の施設の維持管理についての考え方は、このような問いに対し、葛城市として全体で140施設、400棟の建物を保有しているが、それらの施設について、ファシリティマネジメントの考え方に基づいて、維持管理に必要な経費等を見ながら、引き続き市で保有するもの、指定管理で民間にお任せした方が安く済むもの、また、不要な施設と判断して売却もしくは別の用途で利用していくものに分類しなければならないと考えている。しかし、施設を減らすことで市民サービスの低下をもたらすことになれば意味がないので、サービスを維持しながら施設の維持管理費を減らす、このようなことを模索しながら取り組んでまいりたい、このような答弁がありました。

議第51号から議第55号までの5議案いずれも討論はなく、採決の結果、5議案とも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第59号、葛城市手数料条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、個人番号カードの導入に伴い、本条例中における住民基本台帳カードの交付及び再交付に関する規定が削除されるということであるが、現在の住基カードの交付枚数、条例改正後の住基カードの取扱いについて教えてほしいという問いに対し、住基カードの交付枚数については、8月31日現在で791枚であり、カードの有効期限は発行日から10年間となっているので、条例改正以降もこのまま使用することはできるが、個人番号カードを申請した場合は、住基カードについては返還してもらわなければいけないという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員から、個人番号カードを持つことによるメリット、デメリットについて教えてほしいという問いがあり、個人番号カードのメリットとしては、税や社会保障、防災対策の分野で利用するために、国民全員に割り振られた番号であるマイナンバーを記載するという機能を加えて、市、各自治体が条例で定めれば、カードについているICチップの空き領域を利用して、自治体のさまざまなサービスをこのカード1枚で市民に提供できるようになるという機能がある。一方、デメリットとしては、セキュリティの面で、カードの悪用をどうやって防いでいくのかというのが1つの大きな問題であると認識しているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第62号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、医療給付費分保険税過誤納金還付金として140万円が計上されている理由はという問いに対し、国民健康保険の加入者が、社会保険に加入後も国民健康保険の資格喪失手続を行わなかったことに伴い、保険税の過誤納金を還付する事案があり、過去4年分が1件、還付金の時効である5年分が1件の、合計2件で163万9,000円の還付金が発生した。その結

果、8月5日現在までの還付金の合計が250万円となったため、今後の必要分を含め、今回、補正予算として140万円を計上させていただいたという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第63号、平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第64号、平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、財源の振替として、一般会計から繰入金660万円を減額し、公共下水道事業債が660万円増額されているが、その理由について教えてほしいという問いに対し、当初予算では、歳出の公共下水道事業費、公共下水道建設費委託料のうち、公営企業会計の適用に伴う試算調査業務委託料については一般会計からの繰入金で充当する予定であったが、国の制度改正により、公営企業会計の適用に要する経費については起債充当できることになったため、8月に660万円の起債要望をさせていただいた。なお、委託料の内容については、下水道管やマンホール、マンホールポンプ等の下水道施設について、その資産価値を算出し、資産台帳を作成するための経費であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会からの報告といたします。

以上でございます。

下村議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第15、議第51号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第51号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに
異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第51号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第52号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第52号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第53号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第53号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議第54号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第54号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議第55号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第55号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議第59号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第59号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議第62号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第62号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議第63号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第63号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議第64号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第64号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議第61号議案を議題といたします。

本案は各常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めます。

まず、総務建設常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

8番、西井覚君。

西井総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第61号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について、総務建設常任委員会の関係部分について、審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、消防施設費76万1,000円の内訳はという問いに対し、76万1,000円のうち、消耗品費16万1,000円は防犯強化のため消防格納箱に取りつける防犯ブザー購入にかかわるものである。また、負担金補助及び交付金60万円は、格納箱、ホース、筒先スタンドパイプなどの購入に係る費用の3分の1を補助するためのものである。当初予算で80万円を計上していたが、9月10日現在で124本の筒先及び61本のスタンドパイプが盗難の被害に遭い、73万1,700円を支出しているため、このたび増額補正を行いたいという答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、ブザーの購入予定数はという問いがあり、830前後の格納箱に対して1,000個購入する予定であり、現物で支給するという答弁がありました。

次に、林業振興費の奈良の元気な森林づくり推進事業委託料200万円の内訳を教えてくださいという問いに対して、笛吹神社山で計画している森林とのふれあい推進事業委託料であり、当初予算で1,000万円計上したが、県の内示により1,200万円に増額され、これに伴い、歳入においても満額補助であるため、森林とのふれあい推進事業委託料200万円を増額計上するものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されたことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

下村議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、厚生文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡厚生文教常任委員長 ただいま上程いただいております議第61号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決につきまして、厚生文教常任委員会の関係部分についての審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、戸籍住民基本台帳費の中で、消耗品費の12万3,000円と庁用備品購入費11万7,000円の計上がされている、この内容についてということでございます。また、歳入で、国庫補助金として個人番号カード交付事務費補助金115万円の用途についても教えてください。このような問いに対し、庁用備品購入費については、マイナンバー法の施行後、11月上旬から中旬にかけて各家庭に通知カードが送付されるが、受領されなかった分について、郵便局で1週間保管した後、市役所に送られてくるので、それらを保管する鍵付きのキャビネットを購入する費用である。また、消耗品費については、大字毎の仕分けケースの購入や、平成28年1月から個人番号カードの交付が始まるので、窓口での受付番号札などを購入する費用である。なお、補助金については、これらの消耗品、庁用備品の購入費用やアルバイトの人

件費、通信費に充当しているという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員から、マイナンバー制度の導入に伴う市役所内のシステムにおける基幹系のネットワークと情報系のネットワークの分離の徹底について、どのように対応していくのかという問いがあり、現時点においても基幹系ネットワークと情報系のネットワークが物理的に接触しないように対応するとともに、職員の情報系端末がウイルスメールに感染した場合にアラートを発し、管理者に連絡が行くようにするなど、感染に対する体制をとっている。今後についても、セキュリティポリシーを改正しながら、ウイルスに感染した場合に、いかに早くその端末を切り離し、情報が外部に出ないようにするかなど、職員への訓練を通して技術の向上を図りつつ、対策を講じてまいりたいという答弁がありました。

次に、保健衛生費の中で、脳ドック検診助成金として100万円が予算計上されているが、その理由について教えてほしいという問いに対し、当初予算では助成額の上限を1人当たり2万円として130名分260万円を計上していたが、8月末現在で既に130名分の受け付けをしており、予算残額についてはあと4万6,900円となっている。そのため、過去の状況から、今年度は今後50名分の申請があると見込み、上限2万円として合計100万円の計上を今回させていただいた。助成申請の件数が当初見込みよりも上回った理由については、近年全国的に健康志向が向上する中、葛城市においても、活動量計の配布など健康管理支援や、保健士が地域に伺って行っている健康相談などの結果、市民の健康意識が高まってきたことによるものだと考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会からの報告を終わります。

下村議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第61号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、発議第4号、葛城市議会会議規則の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡議員 それでは、今回、議員発議で提出させていただいております葛城市議会会議規則の一部を改正することについて、議案の概要について説明させていただきます。

本案につきましては、近年の男女共同参画の状況に鑑み、葛城市議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、出産に伴う本会議及び委員会の欠席に関する規定を定めるために、葛城市議会会議規則の一部を改正するものでございます。

本件につきましては、去る本年5月26日、有村治子女性活躍担当大臣が全国市議会議長会に対し、女性議員が活躍できる環境を整備して議会を活性化し、よりよい市民サービスを実現するため、標準市議会会議規則において出産に伴う議会の欠席に関する規定を明確に設けていただくことを検討願いたい、このような趣旨を要請されて、それを受けて、全国市議会議長会として直ちに標準市議会会議規則の一部を改正されたという経緯がございます。

つきましては、本市議会におきましても、別紙内容のとおりこの市議会会議規則を改正いたしたく、提案するものでございます。施行日につきましては、公布の日から施行するものということでございます。

以上、簡単でございますが、概要の説明といたします。議員の皆様方のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

下村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、発議第4号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、発議第5号、地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

8番、西井覚君。

西井議員 ただいま上程賜りました発議第5号、地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意

見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

将来にわたっての人口減少問題の克服と、成長力の確保の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充、強化し、地方創生の進化に取り組むことが必要であります。政府は6月30日、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となるまち・ひと・しごと創生基本方針2015を閣議決定されました。今後は、全国の自治体が平成27年度に策定する地方版総合戦略の策定を推進するとともに、国は、その戦略に基づく事業など地域発の取り組みを支援するため、地方財源措置におけるまち・ひと・しごと創生事業費や、平成28年度に創設される新型交付金など、今後5年間にわたる継続的な支援と財源の確保を行うことが重要となります。

そこで、政府においては、地方創生の進化に向けた支援として、次の事項について実現するよう強く要請いたします。1、地方財政措置におけるまち・ひと・しごと創生事業費と各府省の地方創生関連事業補助金、更には新型交付金の役割分担を明確にするとともに、必要な財源を確保すること。2、平成27年度に創設されたまち・ひと・しごと創生事業費1兆円については、地方創生に係る各自治体の取り組みのベースとなるのであるから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。3、平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた地方創生先行型交付金以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業などにも活用できるなど、地方にとって使い勝手のよいものとする。4、新型交付金事業に係る地方負担が生じる場合は、各自治体の勢力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど、意欲のある自治体が参加できるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

下村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第5号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申し出一覧表のとおり、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方におかれましては、7日の開会以来本日まで、長期間にわたり多数の重要議案を終始慎重にご審議いただき、また、格段のご協力によりまして議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これで本定例会が閉会するわけでございますけれども、各執行機関におかれましては、各常任委員会また決算特別委員会の審議において、議員各位から出されました数々の意見や要望を真摯に受けとめられ、平成28年度の予算編成、また葛城市政の執行に当たられるとともに、平成27年度も下半期を残すだけとなり、今後も新市建設計画を初めとする諸事業の完遂や更なる行財政改革の推進に努められ、本市発展のためにご活躍いただきますことを切にお願いし、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

山下市長。

山下市長 閉会に当たりまして、皆様方に一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月7日に開会されました平成27年第3回葛城市議会定例会が、本日を持ちまして全日程を終了し、閉会を迎える運びとなりました。本日までの間、提案させていただきました全ての議案につきまして、皆様方に慎重なるご審議を賜り、いずれも認定、可決をいただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

これまでの会期中に議員の皆様方から大変貴重なご意見などを賜りましたことを参考に、引き続き健全な市政運営に当たる所存でございます。また、今議会でも議論になりました、皆様方にご心配いただいておりますマイナンバー、これがあさっての10月1日から事務が始まるわけでございますけれども、できるだけ遅滞のないように、また、そごのないようにしっかりと進めていけるように努力してまいりたいというふうに思っております。このほか、議員の皆様から頂戴した貴重なご意見をしっかりと生かしていけるように努力してまいりたいというふうに思っております。

今後とも、議員各位におかれましては、葛城市の更なる発展のためにご指導、ご鞭撻を賜りますように心からお願い申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

下村議長 以上で平成27年第3回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後2時34分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 下 村 正 樹

議 会 副 議 長 赤 井 佐 太 郎

署 名 議 員 川 村 優 子

署 名 議 員 阿 古 和 彦